お客様各位

サービス料金改定のご案内

平素より当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、このたび当社では、建築確認・検査業務等のサービス料金を改定させていただくこととといたしました。
近年、建築業界では、中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う建築資材価格の高騰や供給不安、技能者不足、住宅ローン金利の上昇などにより、新築住宅市場を取り巻く環境が大きく変化しております。
この影響は住宅価格の上昇や新築着工戸数の減少として表れており、建築確認・検査業務を担う当社を含む指定確認検査機関を取り巻く経営環境も大きく変化しております。
一方で、建築確認制度に求められる審査品質や法令適合性の確保、迅速な審査対応、有資格者の確保・育成、法改正への対応など、指定確認検査機関としての責務は変わることなく、むしろ年々その重要性は高まっています。
当社では、業務改善やデジタル化など、サービス向上と経営効率化に継続して取り組んでまいりました。
しかしながら、今後も安定した審査品質とサービス提供体制を維持し、地域の建築確認体制を持続的に支えていくためには、企業努力だけでは対応が難しい状況となっております。
このため、誠に恐縮ではございますが、サービス料金を改定させていただくこととといたしました。
当社は、今後も審査品質の向上、審査期間の短縮、お客様サービスの充実に努め、地域の皆様に信頼される指定確認検査機関として、より一層のサービス向上に取り組んでまいります。
何卒、諸事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

改定予定日　：　2026 年 12 月 1 日以降のご申請受付分より

改定対象業務：　建築確認、フラット適合証明、性能証明、状況調査、
施工状況検査、住宅点検
（確認の主な改定内容につきましては、別紙をご参照ください）

以上

2026 年 10 月 15 日
ハウスプラス中国住宅保証株式会社

別　紙

建築確認・検査業務における主な見直し

建築確認・検査業務については、基本料金等の改定とあわせて、お客様の利便性向上と料金体系の簡素化を図るため、一部の加算料金等についても見直しを行います。

- 建築確認、中間検査、完了検査等の基本料金の見直し
- 遠距離地域における検査時の加算料金の適用範囲の縮小
- 500 ㎡以下の物件における軽微変更手数料の加算方法の見直し
  〔申請回数による加算（5,000 円× N 回）➡回数に関わらず対象物件 1 つにつき 5,000 円〕

今回の改定では、基本料金等を見直す一方で、一部の加算料金やその適用方法についても見直すことで、より分かりやすくご利用いただける料金体系といたします。
詳細な料金および適用条件につきましては、2026 年 12 月 1 日適用の各料金表（巻末の改定予定料金表）をご確認ください。

以上

サービス料金一覧表

2026年12月1日以降にお引受けさせて
頂く物件より、新料金が適用されます。

（本書に掲載のあるサービスが改定予定となります。※改定箇所：赤字表記）

大切な住まい。だから大きな安心を
ハウスプラス中国住宅保証株式会社

建築確認

1．建築物 （非課税）

建築物の確認申請・中間検査申請・完了検査申請の手数料は【表1】によります。
ただし、※5の場合は各々に定める額を【表1】に加えたものを手数料とします。

【 表 1 】

床面積の合計		確認検査の区分				
		建築確認	計画変更	中間検査 ※3、4	完了検査 ※4	再検査 （検査員等が実地での検査を行う場合に限る）
100m²以内	建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物	33,000	同左 ※1	35,000	40,000	35,000円または該当する左記の検査手数料に、1／2を乗じた金額のうち、高い方の額とする
	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	50,000		50,000	55,000	
	製造者認証 ※2	33,000		38,000	40,000	
100m²を超え200m²以内	建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物	44,000		39,000	45,000	
	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	58,000		54,000	60,000	
	製造者認証 ※2	41,000		41,000	45,000	
200m²を超え300m²以内	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	76,000		73,000	80,000	
	製造者認証 ※2	51,000		45,000	54,000	
300m²を超え500m²以内	建築基準法第6条第1項第1号並びに第2号に該当する建築物	127,000		87,000	87,000	
	製造者認証 ※2	57,000		49,000	62,000	
500m²を超え1,000m²以内		170,000		130,000	160,000	
1,000m²を超え2,000m²以内		270,000		190,000	220,000	
2,000m²を超え3,000m²以内		360,000		220,000	260,000	
3,000m²を超え4,000m²以内		450,000		250,000	280,000	
4,000m²を超え5,000m²以内		510,000		270,000	310,000	
5,000m²を超え10,000m²以内		620,000		280,000	360,000	
10,000m²を超え20,000m²以内		800,000		360,000	480,000	
20,000m²を超え50,000m²以内		1,080,000		460,000	600,000	
50,000m²を超えるもの		2,150,000		1,200,000	1,400,000	

※1 建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替は、既存部分の面積を1/2とした棟全体の床面積を適用して手数料を算出します。
ただし、直近の建築等の工事の完了検査済証等が取得済みであるものに限る。（その他必要条件については別途お問い合わせください。）
用途変更に関しては、用途変更部分に係る部分の床面積を適用して手数料を算出します。
計画変更に関しては、これに係る部分の床面積の1/2を床面積の合計として手数料を算出します。

※2 建築基準法施行規則第1条の3認定については別途お問い合わせください。

※3 中間検査の場合は、当該検査を行う部分の床面積の合計とします。

※4 **他社にて確認申請又は中間検査を行った場合**の中間・完了検査手数料は、上記手数料に**確認審査手数料の1/2を加算**します。
事前相談による審査を行った場合で申請自体を取りやめる場合は、本申請同様の料金を頂戴いたします。この場合、本申請と同時に取り下げ届出の提出をお願いいたします。また、**事前審査終了後に大幅な計画の変更が生じた場合で、再度審査が必要となる場合**は本申請料金の2倍の料金を申し受けます。

※5 以下による確認申請手数料の場合は、各々定める額を【表1】に加算します。

① 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は【表2】に定める額
② 天空率による場合は、床面積の合計が500㎡以下は10,000円、500㎡超の場合は【表１】の金額に10%を乗じた額とする。
③ 特定天井を有する場合は【表2の1】に定める額
④ ルート2構造審査を行う場合は【表3】に定める額
⑤ 延床面積の合計が300㎡以下の建築物の構造審査を行う場合の加算額は【表4】に定める額
⑥ 省エネ基準適合義務建築物で省エネ適判によらずに適合確認をする建築物（以下「仕様基準等」という）の場合は【表5】に定める額
建築物エネルギー消費性能適合性判定を利用する場合は、別途省エネ適合性判定申請とそれに伴う申請料が必要です。
⑦ 構造計算が複数棟ある場合（Exp.J含む）は、構造計算上の棟数から1を減じた数に30,000円を乗じた額
⑧ 省エネ基準適合義務建築物における完了検査時の加算額は【表6】に定める額
⑨ 特定地域（【表7の1】）における中間検申請時、完了検査申請時及び仮使用認定申請時の加算額は【表7】に定める額とする。
なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。
⑩ 軽微な変更の報告書を要する場合は【表8】に定める額
⑪ 追加説明書を要する場合は計画変更と同じ額
⑫ 消防同意を要する場合は5,000円
⑬ 昇降機を併願する場合においては、2．建築設備・工作物＿表9の料金を加算する
⑭ 事前審査において、指摘回答のやり取りが複数回繰り返される状況、訂正されない状況、不整合箇所が著しく多い状況、が確認された場合、表1の手数料の50%を追加で申し受ける場合があります。

【 表 2 】①避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合の加算額

床面積の合計	加算手数料	
	避難安全検証法	耐火・防火区画 性能検証法
2,000㎡以内	25,000円	25,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	40,000円	40,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	55,000円	55,000円
50,000㎡を超える	80,000円	80,000円

【 表 2の1 】③特定天井を有する場合の加算額

特定天井の面積の合計 ※6	加算手数料
200㎡を超え500㎡以内	100,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	150,000円
1,000㎡を超え	240,000円

※6 対象となる特定天井部位の水平投影面積の合計による。

【 表 3 】④ルート2構造審査をする場合の加算額

床面積の合計	加算手数料
300㎡以内	40,000円
300㎡超え500㎡以内	66,000円
500㎡を超え1,000㎡以内	90,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内	120,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内	160,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内	210,000円
50,000㎡を超える	370,000円

【 表 4 】⑤延床面積300㎡以下の構造審査を行う場合の加算額

構造審査区分	申請手数料
仕様規定による構造審査	25,000円
構造計算による構造審査	45,000円

【 表 5 】⑥仕様基準等による省エネ審査加算額

住宅等の区分	申請手数料
一戸建住宅	20,000円
共同住宅等	55,000円＋住戸数×4,000円

【 表 6 】⑧省エネ基準適合義務建築物における完了検査時の加算額　※千円未満切り捨て

完了検査加算手数料 ※7	申請床面積が200㎡以内	【 表 1 】完了検査申請料金×10%　※8,9
	申請床面積が200㎡超	【 表 1 】完了検査申請料金×20%　※8,9
軽微変更を伴う場合の加算手数料 ※8, 9	省エネ性能が向上する変更の場合（ルートA）	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明料金（税抜価格）×25%
	一定範囲内の省エネ性能が減少する変更（ルートB）	当社の建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明料金（税抜価格）×50%

※7　性能評価、長期使用構造等確認、長期優良認定、大臣認定、性能向上認定、低炭素認定による建築物を含みます。

※8　省エネ適合性判定等における対象床面積の合計によるものとします。

※9　**直前の省エネ適合性判定等を当社で受けていない場合**は、2.0を乗じた額とします。
ルートAとルートBが1つの軽微変更説明書内で混在する場合は、ルートB（50%）での料金を適用します。

【 表 7 】⑨地域区分における中間検申請時、完了検査申請時、仮使用認定申請時の加算額

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分 （【表7の1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,000円
特定地域2	20,000円

【 表 8 】⑩軽微な変更を有する場合における計画変更申請時、中間検査申請時、完了検査申請時及び仮使用認定時の加算額

床面積	軽微な変更等検査時加算手数料
500㎡以下	5,000円　※10
500㎡超	【表1】建築確認手数料×10%

※10　500㎡以下の物件は、軽微な変更の回数及び申請時期にかかわらず、一物件につき5,000円を加算する。軽微な変更は、原則としてまとめて申請するものとする。

2. 建築設備・工作物 （非課税）

【 表 9 】 建築設備および工作物の確認申請・完了検査申請の手数料は以下の通りです。

項　目	確認検査の区分及び料金					
	建築確認 ※11		計画変更 ※12		完了検査	
	一般	型式部材等製造者認証小荷物専用昇降機	一般	型式部材等製造者認証小荷物専用昇降機	一般	型式部材等製造者認証小荷物専用昇降機
建築設備	25,000円	18,000円	20,000円	13,000円	34,000円	30,000円
工作物	32,000円		27,000円		33,000円	

※11 **他社にて確認申請を行った場合**の計画変更手数料にも適用されます。

※12 **ハウスプラス中国にて確認申請を行った場合**の手数料になります。

※13 軽微な変更及び追加変更説明を有する場合は【表9の1】に定める手数料を【表9】に加算します。

※14 特定地域（【表7の1】）に応じた【表7】の手数料を【表9】に加算します。

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

【 表 9の1 】

軽微な変更等検査時加算手数料
5,000円 ※15

※15 軽微な変更の回数及び申請時期にかかわらず、一物件につき5,000円を加算する。軽微な変更は、原則としてまとめて申請するものとする。

3. 仮使用認定 （非課税）

【 表 10 】 仮使用認定申請の手数料は以下の通りです。

仮使用対象床面積の合計	申請手数料	再検査手数料
200㎡以内	60,000円	30,000円または、該当する左記の検査手数料に1/2を乗じた金額のうち、高い方の額とする
200㎡を超え500㎡以内	90,000円	
500㎡を超え1,000㎡以内	120,000円	
1,000㎡を超え5,000㎡以内	340,000円	
5,000㎡を超え10,000㎡以内	450,000円	
10,000㎡を超える	800,000円	

※16 **他社にて直前の確認申請を行った場合**の仮使用認定申請手数料は、【表 1】の確認審査手数料の1/2を加算します。

※17 床面積の合計が500㎡以下の構造審査を行う場合は【表4】に定める手数料を【表10】に加算します。

※18 省エネ義務化による基準省令に基づく基準による審査を行う場合は【表5】の手数料を【表10】に加算します。

※19 軽微変更説明書又は追加変更説明書を有する場合は【表10の1】に定める手数料を【表10】に加算します。

※20 特定地域（【表7の1】）に応じた【表7】の手数料を【表10】に加算します。

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

【 表 10の1 】

床面積	軽微変更説明書の検査時加算手数料	追加説明書の検査時加算手数料
500㎡以下	5,000円 ※21	建築確認【表1】の計画変更と同じ
500㎡超	【表1】建築確認手数料×10%	

※21 軽微な変更の回数及び申請時期にかかわらず、一物件につき5,000円を加算する。軽微な変更は、原則としてまとめて申請するものとする。

4. 旧建築基準法（2025年3月31日以前）による確認手続きに対する加算額の扱い （非課税）

旧4号建築物で2025年4月1日以降に工事着手されたものについては、【表5】に定める料金を、中間検査、完了検査または仮使用認定の申請料に加算します。

着工が施工日をまたぐもの※23については、【表3】※22または【表4】に定める加算額を中間検査、完了検査または仮使用認定の申請料に加算します。（経過措置が適用されないものについても加算適用します）

※22 【表3】の加算額適用は300㎡超え500㎡以内のものに限る
※23 2025年3月31日以前に確認済証が交付され、同年4月1日以降に工事着手したもの

【ご参考資料１】

施行日をまたぐ場合（2025年4月1日以降工事着手するもの）の取り扱いについて

～2025/3/31	2025/4/1～	2026/12/1以降の引受物件～
確認済証	着工	中間検査または完了検査
旧法	新法適用	新法による追加構造等の審査が必要 当社は検査申請手数料に右記の料金を加算します。 仕様規定：25,000円加算 構造計算：45,000円加算

★ご注意ください★

建築基準法における壁量（令第46条。枠組壁工法等(順次追加予定)を含む。）及び柱の小径（令第43条）について、2025/4/1より計算方法などが変更がされます。（経過措置が適用されるのはこの施行令46条と43条のみに適用されます。）

ここでいう旧法適用とは、2024/3/31までの壁量及び柱の小径計算方法を示していますので、4号特例が2025/4/1以降も経過措置として継続されるという意味ではありませんのでご注意ください。

また、経過措置を利用された場合、その建物は2026/4/1以降は既存不適格建築物となる可能性がありますので、予め申請者等への十分な説明と承諾を得ておかなければ、トラブルに発展する可能性がありますので十分ご注意ください。

～2025/3/31	2025/4/1～	2026/12/1以降の引受物件～
確認済証	着工	中間検査または完了検査
旧法	新法適用	新法による追加省エネ審査が必要 表5の申請料を加算

建築物エネルギー消費性能適合性判定を利用する場合は、別途省エネ適合性判定申請とそれに伴う申請料が必要です。

【ご参考資料２】

申請手数料の計算例（確認済証が2025/3/31以前に交付されたもので、中間検査が2026/12/1以降に申請される場合）

ケース①　新築：木造2階戸建て住宅　延べ床面積125㎡の物件で、構造検討は仕様規定、特定地域には該当しない

中間検査申請時までに軽微な変更届出を1回※実施

中間検査申請～完了検査申請時までに軽微な変更届出を2回※実施

完了検査申請時に省エネに関する軽微変更届（ルートＢ）を1回実施

（※2026/12/1より届出回数とは無関係に一律5,000円に変更）

確認申請料：【表1】52,000円　＋【表4】22,000円　＋【表5】17,000円　＝　91,000円（旧価格）

中間検査料：【表1】54,000円　＋【表8】5,000円　＝　59,000円

完了検査料：【表1】60,000円　＋【表6】60,000×10%　＋【表6】29,000円×50%　＝　80,500円

建築確認にかかる申請手数料合計：230,500円

【表7の1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取市	1	鹿足郡	1	真庭郡新庄村	1	豊田郡大崎上島町	1	長門市	1
岩美郡	1	益田市	1	勝田郡奈義町	1	北広島町のうち、旧芸北町	1	下関市	1
八頭郡	1	浜田市	1	英田郡西粟倉村	1			萩市須佐町	1
東伯郡のうち、湯梨浜町、三朝町	1	隠岐郡	2	新見市	1	庄原市高野町	1	萩市田万川町	1
				真庭市のうち、旧川上村、八束村、中和村、美甘村、湯原町	1			阿武町	1
				鏡野町のうち、旧上齋原村、奥津町、富村	1				
				津山市のうち、旧加茂町、阿波村	1				
				美作市のうち、旧東粟倉村、勝田町	1				

※上記以外の離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては、渡航費等の実費相当額を別途加算します。

※離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

適合証明

■一戸建て住宅（税込）

（1）審査・検査料金（フラット35・フラット35S（ZEH等住宅・金利Aプラン・金利Bプラン）・財形住宅）

項　　目	設計検査 （条件により加算あり）	中間現場検査	竣工現場検査	合　計
単独申し込み	38,500円　※2	39,600円　※7	41,800円　※7	119,900円　※3
確認申請、および完了検査あり	35,200円　※2	24,200円	19,800円	79,200円　※3
確認審査、および完了検査あり　※1 （審査の一部を省略できる場合）	1,7600円　※2	24,200円	18,700円	60,500円　※3
検査を省略する場合　※4	－	－	9,900円	9,900円

※1　設計登録住宅（機構承認住宅）により、フラット35Sに該当する基準（【注2】）を満たすことが確認できる場合の料金となります。

※2　当社が交付した、一定の基準（【注1】）や、フラット35Sの場合に必要な基準（【注2】）を満たす設計住宅性能評価書、もしくは所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類及び、当社が交付した住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合は、設計検査を省略することができます。

※3　竣工済特例適用時の料金は、設計検査、中間現場検査、竣工現場検査の合計金額とします。

※4　当社が交付した、一定の基準（【注1】）、かつ、フラット35Sに該当する基準（【注2】）を満たす建設住宅性能評価の検査を行っている場合は、設計検査・中間現場検査を省略することができます。

（2）選択コース別加算額　※5、6

項　　目	省エネルギー計算によるもの （仕様規定は除く）	耐震性	バリアフリー性	耐久性・可変性
上記（1）設計検査への加算額 （中間および竣工現場検査への加算はありません）	（200㎡以下）15,400円 （200㎡超）　26,400円	16,500円	7,700円	7,700円

※5　単数の性能を選択する場合は、（1）に（2）の該当額を加算し、複数性能を選択の場合は、それぞれの性能に応じた加算額の合計を加えることとします。

※6　設計登録住宅（機構承認住宅）、又は当社が交付した省エネ適判通知書、BELS評価書その他の住宅金融支援機構が定める証明書の提出により、フラット35Sに該当する優良住宅基準（フラット35S【注2】）を満たすことが確認できる場合は加算しません。

（3）特定地域区分【別表1】における中間現場検査時、竣工現場検査時の加算額（単独申込みの場合に限る）　※7

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分 （【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

※8　竣工時特例を適用する場合は、竣工現場検査時の加算額を適用する。

【注1】 一定の基準とは、以下の**すべて**の基準に適合するもの

●劣化対策等級（構造躯体等）：等級2以上（準耐火構造で所定の基準を満足する場合は等級1以上）

●断熱等性能等級：等級4かつ一次エネルギー消費性能：等級4以上（金利選択区分により等級が異なりますのでご注意ください。）

（令和7年3月以前に着工する住宅に限る）

●維持管理対策等級（専用配管）：等級3（所定の配管が点検可能な場合は等級1以上）

【注2】　フラット35Sに該当する基準とは、以下の**いずれか**の基準に適合するもの

ZEH等住宅は、以下の基準

①住宅技術基準実施細則別紙12に定める基準に適合する住宅（BELS評価書の写し等の提出が必要です）

金利Aプランは、以下の基準

①耐震性が、耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級3以上または免震建築物

②省エネルギー性が、一次省エネルギー消費量対策等級6以上かつ断熱等級5以上

③バリアフリー性が、高齢者対策等級（専用部分）：等級4以上

金利Bプランは、以下の基準

①耐震性が、耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級2以上

②省エネルギー性が、以下の**いずれか**に該当するもの

・一次省エネルギー消費量対策等級6以上かつ断熱等級4以上

・一次省エネルギー消費量対策等級4以上かつ断熱等級5以上

③バリアフリー性が、高齢者対策等級（専用部分）：等級3以上

④耐久性・可変性が、以下の**すべて**に該当するもの

・劣化対策等級：等級3

・維持管理対策等級（専用配管）：等級2以上

共同住宅等（税込）

（1）フラット35・財形住宅の適合証明料金　※9

項目	設計検査	変更 （省エネ基準の場合のみ省エネ適判がなく、省エネ計算した場合）	竣工現場検査		合　計 （Nは対象住戸数）
			1住棟につき	1住戸（専用部）につき	
単独申し込み	70,400円	左記料金の半額	70,400円　※17	7,700円	140,800円　＋　7,700円×N
確認申請、および完了検査あり	22,000円	左記料金の半額	17,600円	5,500円	39,600円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※1	－		17,600円	5,500円	17,600円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※2	－		－	5,500円	5,500円×N

※1　当社が交付した、一定の基準（【注1】）を満たす設計住宅性能評価書、もしくは所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類及び、当社が交付した住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合は、設計検査を省略することができます。

※2　当社が交付した、一定の基準（【注1】）を満たす建設住宅性能評価の検査を行っている場合は、設計検査を省略することができます。

（2）フラット35の一括申請（登録マンション）を行う場合の適合証明料金　※14

項目	設計検査	変更 （省エネ基準の場合のみ省エネ適判がなく、省エネ計算した場合）	竣工現場検査		合　計 （Nは対象住戸数）
			1住棟につき	1住戸（専用部）につき	
単独申し込み	70,400円	左記料金の半額	70,400円　※17	7,700円	140,800円　＋　7,700円×N
確認申請、および完了検査あり	22,000円	左記料金の半額	17,600円	5,500円	39,600円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※3	－		17,600円	5,500円	17,600円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※4	－		－	5,500円	5,500円×N

※3　当社が交付した、一定の基準（【注1】）を満たす設計住宅性能評価書、もしくは所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類及び、当社が交付した住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合は、設計検査を省略することができます。

※4　当社が交付した、一定の基準（【注1】）を満たす建設住宅性能評価の検査を行っている場合は、設計検査を省略することができます。

【注1】 一定の基準とは、以下の**すべて**の基準に適合するもの

●断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー対策等級4以上又は、建築物エネルギー消費性能基準（別途、結露防止措置の基準あり）

（令和7年3月以前に着工する住宅に限る）

●維持管理対策等級（共用配管）：等級2（共用配管が構造躯体内に埋没していないことが確認できる場合は等級1以上）

●重量床衝撃音対策等級：相当スラブ厚15cm以上（音環境を選択していない場合、相当スラブ厚15cm以上がわかるもの）

（3）フラット35S（ZEHプラン・金利Aプラン・金利Bプラン）の適合証明料金

項目	設計検査	変更 ※16	竣工現場検査		合　計 （Nは対象戸数）
			1住棟につき	1住戸（専用部）につき	
単独申し込み	176,000円 （220,000円※8）	左記料金の半額	129,800円　※17	7,700円	305,800円　＋　7,700円×N
確認申請、および完了検査あり	29,700円 （79,200円※8）	左記料金の半額	17,600円	5,500円	47,300円　＋　5,500円×N
確認審査、および完了検査あり （審査の一部を省略できる場合）　※5	17,600円	左記料金の半額	17,600円	5,500円	35,200円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※6	－		17,600円	5,500円	17,600円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※7	－		－	5,500円	5,500円×N

※5　設計登録住宅により、フラット35Sに該当する基準（【注3】）を満たすことが確認できる場合の料金となります。

※6　当社が交付した、一定の基準（【注2】）、かつ、フラット35Sに該当するの基準（【注3】）を満たす設計住宅性能評価書、もしくは所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類及び、当社が交付した住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合は、設計検査を省略することができます。

※7　当社が交付した、一定の基準（【注2】）、かつ、フラット35Sに該当するの基準（【注3】）を満たす建設住宅性能評価の検査を行っている場合は、設計検査を省略することができます。

※8　省エネルギー性を選択し、当社が交付した省エネ適判通知書、BELS評価書その他の住宅金融支援機構が定める証明書等をご利用されない場合の料金は、かっこ内の料金となります。

※9　当社が交付した「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」または「住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書」の写しを添付する場合は、（1）フラット35・財形住宅の適合証明料金となります。

（4）フラット35S（ZEHプラン・金利Aプラン・金利Bプラン）の一括申請（登録マンション）を行う場合

項目	設計検査	変更 ※16	竣工現場検査		合　計 （Nは対象戸数）
			1住棟につき	1住戸（専用部）につき	
単独申し込み	165,000円 （211,200円※13）	左記料金の半額	129,800円　※17	5,500円	294,800円　＋　5,500円×N
確認申請、および完了検査あり	29,700円 （79,200円※13）	左記料金の半額	17,600円	4,400円	47,300円　＋　4,400円×N
確認審査、および完了検査あり （審査の一部を省略できる場合）　※10	17,600円	左記料金の半額	17,600円	5,500円	35,200円　＋　5,500円×N
検査を省略する場合　※11	－		17,600円	4,400円	17,600円　＋　4,400円×N
検査を省略する場合　※12	－		－	4,400円	4,400円×N

※10　設計登録住宅により、フラット35Sに該当する基準（【注3】）を満たすことが確認できる場合の料金となります。

※11　当社が交付した、一定の基準（【注2】）、かつ、フラット35Sに該当するの基準（【注3】）を満たす設計住宅性能評価書、もしくは所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類及び、当社が交付した住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合は、設計検査を省略することができます。

※12　当社が交付した、一定の基準（【注2】）、かつ、フラット35Sに該当するの基準（【注3】）を満たす建設住宅性能評価の検査を行っている場合は、設計検査を省略することができます。

※13　省エネルギー性を選択し、当社が交付した省エネ適判通知書、BELS評価書その他の住宅金融支援機構が定める証明書等をご利用されない場合の料金は、かっこ内の料金となります。

※14　当社が交付した「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」または「 住宅の品質確保の促進等に関する長期使用構造等である旨の確認書」の写しを添付する場合は、（2）フラット35の一括申請（登録マンション）を行う場合の適合証明料金となります。

※15　省エネ適判（フラット35Sの省エネ基準（住棟+共用部で基準を満たすもの。）が併願される場合。省エネ適判が住棟（共用部除く）のみの場合は、※8の料金とな

※16　省エネ性や耐震性の計算による変更に限る。

（5）特定地域区分【別表1】における竣工現場検査時の加算額　※17（単独申込みの場合に限る）

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分 （【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

※18　竣工時特例を適用する場合は、竣工現場検査時の加算額を適用する。

【注2】　一定の基準とは、<u>以下の**すべて**の基準に適合</u>するもの

●断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー対策等級4以上又は、建築物エネルギー消費性能基準（別途、結露防止措置の基準あり）

（令和7年3月以前に着工する住宅に限る）

●維持管理対策等級（共用配管）：等級2（共用配管が構造躯体内に埋没していないことが確認できる場合は等級1以上）

●重量床衝撃音対策等級：相当スラブ厚15cm以上（音環境を選択していない場合、相当スラブ厚15cm以上がわかるもの）

【注3】　フラット35S（金利Aプラン）に該当するの基準とは、<u>以下の**いずれか**の基準</u>に適合するもの

ZEH等住宅は、以下の基準

①住宅技術基準実施細則別紙13に定める基準に適合する住宅

金利Aプランは、以下の基準

①耐震性が次の**いずれか**に該当するもの

・耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級3以上

・評価方法基準第5の1-3に定める次の基準に適合する住宅

◇免震建築物であること

◇免震建築物の維持管理に関する基本的な事項が明らかになっていること

②バリアフリー性が以下の**すべて**に該当するもの

・高齢者対策等級（専用部分）：等級3以上

・高齢者対策等級（共用部分）：等級4以上

③省エネルギー性が次の**いずれか**に該当するもの

・一次エネルギー消費量等級6かつ断熱等性能等級5以上

・認定低炭素住宅

・性能向上計画認定住宅

④耐久性・可変性が次に該当するもの

・長期優良住宅

金利Bプランは、以下の基準

①耐震等級（構造躯体の倒壊防止）：等級2以上

②バリアフリー性が以下の**すべて**に該当するもの

・高齢者対策等級（専用部分）：等級3以上

・高齢者対策等級（共用部分）：等級3以上

③省エネルギー性が以下の**いずれか**に該当するもの

・一次省エネルギー消費量対策等級6以上かつ断熱等級4以上

・一次省エネルギー消費量対策等級4以上かつ断熱等級5以上

④耐久性・可変性が以下の**すべて**に該当するもの

・劣化対策等級（構造躯体等）：等級3以上

・維持管理対策等級（専用配管）：等級2以上

・維持管理対策等級（共用配管）：等級2以上

・更新対策（住戸専用部分）：天井高2.5m以上

間取り変更の障害なし

賃貸住宅融資（省エネ住宅・サービス付き高齢者向け住宅）・まちづくり融資 （税込価格）

項目	設計検査 （1住棟につき） （）内は省ｴﾈを選択した場合の加算料金を示す ※2	竣工検査		合　計 （Nは対象戸数）
		1住棟につき	専用部	
単独申し込み	63,800円 （49,500円）※1	63,800円 ※3	3,300円	127,600円 ＋ 3,300円×N
確認審査および完了検査あり	39,600円 （33,000円）※1	33,000円	3,300円	72,600円 ＋ 3,300円×N

※1省エネルギー性を選択している場合又は他社機関におけるBELSなどを取得場合については設計検査基本料金に（）内の金額を加算する。
※2ただし、当社で審査済の省エネ適判・設計評価・BELS等の同一基準の設計図書及び計算書が確認出来る場合は、()内の金額は加算しない

（1）特定地域区分【別表1】における竣工現場検査時の加算額　※3（単独申込みの場合に限る）

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分 （【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

※4　竣工時特例を適用する場合は、竣工現場検査時の加算額を適用する。

適合証明（中古住宅・リノベ）

1.一戸建て住宅（税込価格）

フラット35金利プラン等の選択項目	中古住宅適合証明（税込）					
	基本料金 ※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7	**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
選択なし	99,000円	88,000円	49,5000円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
ZEH	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
維持保全型	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円
中古プラス	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

フラット35Sの選択項目	リノベ適合証明（税込）						
	事前確認			リフォーム工事後		**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
	基本料金※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	基本料金 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7		
選択なし	99,000円	88,000円	49,500円	77,000円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
中古プラス	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

フラット35Sの選択項目	リフォーム工事後**一括申請**（買取再販タイプ）※6					
	基本料金※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7	**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
選択なし	99,000円	88,000円	49,500円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
中古プラン	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

※1 耐火構造・準耐火構造・省令準耐火構造の建築物です。

また、新築時に建設住宅性能評価を取得し、劣化対策等級2以上、維持管理対策等級3以上、及び省エネルギー対策等級2以上若しくは断熱等性能等級2以上を取得している場合についてもこちらの料金です。

※2 インスペクションとは、当社が行う既存住宅状況調査をいいます。

※3 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

(a)当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。

(b)当社に対して、当該基準に係る以下のいずれかの申請を提出するもの（ただし、選択項目に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る）、又は当該基準に適合していることを証する書類を添付するもの。

・建設住宅性能評価
・低炭素建築物新築等計画認定通知書
・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
・建築物のエネルギー消費性能認定通知書

(c)変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

※4 フラット35の適用案件であるか否かの判定を行うものです。

書類審査の段階で不適合が確認され、適合証明書が交付できない場合に、こちらの料金を請求させていただきます。

※5 金利Bプラン、Aプラン、ZEHを選択する場合は、別途見積のうえ料金を加算します。

※6 リフォーム工事完了後一括申請（買取再販タイプ）は、住宅事業者により性能の向上に資するリフォーム工事が行われた住宅のみ選択可能です。

(1)特定地域区分【別表1】における現場検査時の加算額 ※7

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分（【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

2.共同住宅（税込価格）※住戸ごと

フラット35金利プラン等の選択項目	中古住宅適合証明（税込）					
	基本料金 ※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7	**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
選択なし	99,000円	88,000円	49,5000円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
ZEH	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
維持保全型	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円
中古プラス	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

フラット35Sの選択項目	リノベ適合証明（税込）						
	事前確認			リフォーム工事後		**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
	基本料金※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	基本料金 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7		
選択なし	99,000円	88,000円	49,500円	77,000円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
中古プラス	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

フラット35Sの選択項目	リフォーム工事後**一括申請**（買取再販タイプ）※6					
	基本料金※5、※7	耐火建築物等 ※1、※5、※7	当社でインスペクション※2を行った場合 ※5、※7	技術的な審査を省略できるもの※3、※7	**事前審査**料金 ※4	再検査・追加検査 ※7
選択なし	99,000円	88,000円	49,500円	－	49,500円	49,500円
金利Bプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
金利Aプラン	別途見積	別途見積	別途見積	104,500円	52,250円	52,250円
中古プラン	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	基本料金に5,500円加算	－	49,500円	49,500円

※1 耐火構造・準耐火構造・省令準耐火構造の建築物です。
また、新築時に建設住宅性能評価を取得し、劣化対策等級2以上、維持管理対策等級3以上、及び省エネルギー対策等級2以上若しくは断熱等性能等級2以上を取得している場合についてもこちらの料金です。

※2 インスペクションとは、当社が行う既存住宅状況調査をいいます。

※3 次の（a）、（b）、又は（c）に該当するものが対象となります。
（a）当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
（b）当社に対して、当該基準に係る以下のいずれかの申請を提出するもの（ただし、選択項目に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る）、又は当該基準に適合していることを証する書類を添付するもの。
・建設住宅性能評価
・低炭素建築物新築等計画認定通知書
・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
・建築物のエネルギー消費性能認定通知書
（c）変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

※4 フラット35の適用案件であるか否かの判定を行うものです。
書類審査の段階で不適合が確認され、適合証明書が交付できない場合に、こちらの料金を請求させていただきます。

※5 金利Bプラン、Aプラン、ZEHを選択する場合は、別途見積のうえ料金を加算します。

※6 リフォーム工事完了後一括申請（買取再販タイプ）は、住宅事業者により性能の向上に資するリフォーム工事が行われた住宅のみ選択可能です。

（1）特定地域区分【別表1】における現場検査時の加算額 ※7

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分（【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

適合証明（リフォーム：グリーンリフォーム）

工事内容	グリーンリフォーム適合証明（税込）			
	計算書の提出が不要な工事 （仕様基準に基づく工事の場合） ※2	計算書の提出が必要な工事　※2	**事前審査**料金　※1	
			計算書の提出が不要な工事	計算書の提出が必要な工事
エネルギー消費性能 向上工事 （ｸﾞﾘｰﾝﾘﾌｫｰﾑﾛｰﾝ）	88,000円	104,500円	44,000円	71,500円
優良なエネルギー消費性能 向上工事 （ｸﾞﾘｰﾝﾘﾌｫｰﾑﾛｰﾝS）	110,000円	132,000円	55,000円	99,000円

※1　検査機関のヒアリング（工事計画の確認）の段階で不適合が確認され、適合証明書が交付できない場合に、こちらの料金を請求させていただきます。

（1）特定地域区分【別表1】における現場検査時の加算額　※2

なお、表7の1に掲げる特定地域1については、申請物件毎に季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合に適用します。

地域区分 （【別表1】に掲げる地域区分）	遠隔地料
特定地域1	8,800円
特定地域2	22,000円

【表7の1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取市	1	鹿足郡	1	真庭郡新庄村	1	豊田郡大崎上島町	1	長門市	1
岩美郡	1	益田市	1	勝田郡奈義町	1	北広島町のうち、旧芸北町	1	下関市	1
八頭郡	1	浜田市	1	英田郡西粟倉村	1			萩市須佐町	1
東伯郡のうち、湯梨浜町、三朝町	1	隠岐郡	2	新見市	1	庄原市高野町	1	萩市田万川町	1
				真庭市のうち、旧川上村、八束村、中和村、美甘村、湯原町	1			阿武町	1
				鏡野町のうち、旧上齋原村、奥津町、富村	1				
				津山市のうち、旧加茂町、阿波村	1				
				美作市のうち、旧東粟倉村、勝田町	1				

※上記以外の離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては、渡航費等の実費相当額を別途加算します。

※離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

住宅性能証明書

1.一戸建て住宅（税込価格）

<table>
<tr><th rowspan="3">選択項目</th><th colspan="6">住宅性能証明料金（税込）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">基本料金</th><th rowspan="2">技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1</th><th colspan="3">変更住宅性能証明料金</th><th rowspan="2">再検査・追加検査</th></tr>
<tr><th>当社以外で、直前の証明依頼を行った場合</th><th>当社で直前の証明依頼を行ったもの</th><th>技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1</th></tr>
<tr><td>省エネルギー性</td><td>69,300円</td><td>41,800円</td><td rowspan="3">新規料金を適用</td><td rowspan="3">24,200円</td><td rowspan="3">12,100円</td><td rowspan="3">24,200円</td></tr>
<tr><td>バリアフリー性</td><td>48,400円</td><td>36,300円</td></tr>
<tr><td>耐震性</td><td>67,100円</td><td>42,900円</td></tr>
</table>

※1　次の（a）、（b）、又は（c）に該当するものが対象となります。

（a）当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。

（b）当社で審査済の①～⑧の同一基準の設計図書及び計算書が確認出来る場合。

①建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）
②設計住宅性能評価、又は建設住宅性能評価
③長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
④低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
⑤建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査
⑥BELS評価
⑦住宅省エネルギー性能証明に係る技術的審査
⑧フラット35S適合証明の設計検査

（c）変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

※2　当社の建築確認（中間・完了検査）サービスの申し込みがない場合は、別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は8,800円を、地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算します。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

2.共同住宅（税込価格）

<table>
<tr><th rowspan="3">選択項目</th><th rowspan="3">延べ面積</th><th colspan="7">住宅性能証明料金（税込）</th></tr>
<tr><th rowspan="2">基本料金</th><th rowspan="2">技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1</th><th colspan="3">変更住宅性能証明料金</th><th rowspan="2">再検査・追加検査</th></tr>
<tr><th>当社以外で、直前の証明依頼を行った場合</th><th>当社で直前の証明依頼を行ったもの</th><th>技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスを当社に申請※1</th></tr>
<tr><td>省エネルギー性</td><td>－</td><td>M×69,300円</td><td rowspan="2">M×41,800円</td><td rowspan="2">新規料金を適用</td><td rowspan="2">Mc×24,200円</td><td rowspan="2">Mc×12,100円</td><td rowspan="2">24,200円</td></tr>
<tr><td>バリアフリー性</td><td>－</td><td>M×48,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="12">耐震性</td><td>200㎡以下</td><td>67,100円</td><td>42,900円</td><td rowspan="12">新規料金を適用</td><td>24,200円</td><td rowspan="12">12,100円</td><td>36,300円</td></tr>
<tr><td>200㎡超500㎡以下</td><td>103,400円</td><td>42,900円</td><td>24,200円</td><td>55,000円</td></tr>
<tr><td>500㎡超1,000㎡以下</td><td>163,900円</td><td>79,200円</td><td>42,900円</td><td>84,700円</td></tr>
<tr><td>1,000㎡超2,000㎡以下</td><td>236,500円</td><td>79,200円</td><td>42,900円</td><td>108,900円</td></tr>
<tr><td>2,000㎡超3,000㎡以下</td><td>309,100円</td><td>79,200円</td><td>42,900円</td><td>157,300円</td></tr>
<tr><td>3,000㎡超4,000㎡以下</td><td>381,700円</td><td>79,200円</td><td>42,900円</td><td>193,600円</td></tr>
<tr><td>4,000㎡超5,000㎡以下</td><td>454,300円</td><td>79,200円</td><td>42,900円</td><td>205,700円</td></tr>
<tr><td>5,000㎡超10,000㎡以下</td><td>551,100円</td><td>151,800円</td><td>79,200円</td><td>326,700円</td></tr>
<tr><td>10,000㎡超20,000㎡以下</td><td>829,400円</td><td>297,000円</td><td>151,800円</td><td>418,000円</td></tr>
<tr><td>20,000㎡超50,000㎡以下</td><td>2,184,600円</td><td>297,000円</td><td>151,800円</td><td>1,095,600円</td></tr>
<tr><td>50,000㎡超</td><td>4,362,600円</td><td>297,000円</td><td>151,800円</td><td>2,184,600円</td></tr>
</table>

M：評価対象住戸

Mc：評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1　①一戸建て住宅の※1に同じです。

※2　一の申請に対して6以上の証明書を交付する場合は、1枚につき1,100円（税込）を加算します。

※3　当社の建築確認（中間・完了検査）サービスの申し込みがない場合は、別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は8,800円を、季節や交通状況を勘案の上、双方協議の上加算する場合があります。
地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算します。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

【別表1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取市	1	鹿足郡	1	真庭郡新庄村	1	豊田郡大崎上島町	1	長門市	1
岩美郡	1	益田市	1	勝田郡奈義町	1	北広島町のうち、旧芸北町	1	下関市	1
八頭郡	1	浜田市	1	英田郡西粟倉村	1			萩市須佐町	1
東伯郡のうち、湯梨浜町、三朝町	1	隠岐郡	2	新見市	1	庄原市高野町	1	萩市田万川町	1
				真庭市のうち、旧川上村、八束村、中和村、美甘村、湯原町	1			阿武町	1
				鏡野町のうち、旧上齋原村、奥津町、富村	1				
				津山市のうち、旧加茂町、阿波村	1				
				美作市のうち、旧東粟倉村、勝田町	1				

既存住宅状況調査

一戸建て住宅 （税込価格）

規模・ 延べ面積	既存住宅状況調査料金（税込）			
	基本料金※4	オプション調査 （設備配管） を行う場合の加算額※1	左記以外の調査を行う場合 の加算額※2	再調査料金※3 ※4
150㎡未満	66,000円	基本料金に5,500円加算	別途見積り	27,500円
150㎡以上300㎡未満	77.000円	基本料金に5,500円加算	別途見積り	33,000円

※1 オプション調査は、敷地内の対象住戸の設備配管となります。（設備配管とは、給水管、給湯管、排水管又は汚水管、及び換気ダクトをいいます。）

一戸建ての住宅の鉄筋探査調査は、実施の有無に係わらず基本料金に含めるものとします。

※2 標準調査、及びオプション調査以外の調査を行う場合です。

コンクリート圧縮強度の調査等もこれに含みます。

※3 天候その他のやむを得ない事情により、1回の調査で標準調査・オプション調査を終えることができない場合の再調査料金となります。

※4 調査対象となる物件が別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は、季節や交通状況を勘案し双方協議の上、8,800円を加算する場合があります。

地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算する場合があります。

なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

共同住宅 （税込価格）

①住戸型調査 ※1

延べ面積※2	既存住宅状況調査料金（税込）			
	基本料金 ※6	オプション調査（設備配管）を行う場合の加算額※3	左記以外の調査を行う場合の加算額※4	再調査料金※5、※6
100㎡未満	60,500円	基本料金に5,500円加算	別途見積り	27,500円
100㎡以上150㎡未満	66,000円	基本料金に5,500円加算	別途見積り	27,500円
150㎡超	別途見積	基本料金に5,500円加算	別途見積り	27,500円

※1 共用部については、主要な出入り口から対象住戸に至る経路上を調査範囲とします。
主たる経路上にない避難階段等については、調査対象に含みません。

※2 対象住戸の専有部分の面積です。

※3 オプション調査は、専有部の設備配管となります。（設備配管とは、給水管、給湯管、排水管又は汚水管、及び換気ダクトをいいます。）

※4 標準調査、及びオプション調査以外の調査を行う場合です。
鉄筋探査およびコンクリート圧縮強度の調査等もこれに含みます。

※5 天候その他のやむを得ない事情により、1回の調査で標準調査・オプション調査を終えることができない場合の再調査料金となります。

※6 調査対象となる物件が別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は、季節や交通状況を勘案し双方協議の上、8,800円を加算する場合があります。
地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算する場合があります。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

②住棟型調査

延べ面積※1	既存住宅状況調査料金（税込）			
	基本料金 ※5	オプション調査（設備配管）を行う場合の加算額※2	左記以外の調査を行う場合の加算額※3	再調査料金※4、※5
150㎡未満	「共同住宅①住戸型調査の料金」×M	基本料金に5,500円×Mを加算	別途見積り	27,500円×Mc
150㎡以上300㎡未満	「共同住宅①住戸型調査の料金」×M	基本料金に5,500円×Mを加算	別途見積り	27,500円×Mc
300㎡以上500㎡未満	「共同住宅①住戸型調査の料金」×M	基本料金に5,500円×Mを加算	別途見積り	27,500円×Mc
500㎡超	別途見積り	基本料金に5,500円×Mを加算	別途見積り	27,500円×Mc

M：対象住棟における住戸数
（ただし、全住戸が空室ではない場合や住戸以外の用途が含まれる場合、社員寮等の用途の場合には、別途見積りといたします。）
計算例：住棟（全8戸）の延べ床面積400㎡のアパートで、100㎡未満の住戸が8戸の場合、60,500円×8戸＝484,000円

Mc：調査対象住戸のうち、再調査する戸数

※1 住棟全体の延べ床面積です。

※2 オプション調査は、専有部の設備配管となります。（設備配管とは、給水管、給湯管、排水管又は汚水管、及び換気ダクトをいいます。）

※3 標準調査、及びオプション調査以外の調査を行う場合です。
鉄筋探査およびコンクリート圧縮強度の調査等、共用部の設備配管等もこれに含みます。

※4 天候その他のやむを得ない事情により、1回の調査で標準調査・オプション調査を終えることができない場合の再調査料金となります。

※5 調査対象となる物件が別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は、季節や交通状況を勘案し双方協議の上、8,800円を加算する場合があります。
地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算する場合があります。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

■調査依頼の取下げ手数料について
調査予定日前日までに取下げのお申し出があった場合、取下げ手数料は不要です。調査予定日の当日に取下げのお申し出があった場合は、受領済みの調査料から、取下げ手数料22,000円（税込）を差し引いた額を返金します。

■調査日の変更手数料について
調査予定日前日までに変更のお申し出があった場合、変更手数料は不要です。調査予定日の当日に変更のお申し出があった場合、または当社の責によらない事情（悪天候等、自然状況に起因する場合を除く）により、変更を余儀なくされた場合は、変更手数料5,500円（税込）を追加支払いいただきます。

【別表1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取県全域	2	島根県全域	1	倉敷市以西	1	広島県島しょ部	2	周南市以西	1
鳥取県島しょ部	2	島根県島しょ部	2	下記市町村より以北	1	三次市以北	1	山口市以西	2
				高梁市、吉備中央町、久米南町、美咲町、美作市		三原市以東	1	山口県島しょ部	2
				岡山県島しょ部	2				
					2022.2.20 性能評価料金の改				

※上記以外の離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては、渡航費等の実費相当額を別途加算します。

※離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

施工状況検査

一戸建て住宅 （税込価格）

部位数※1	施工状況検査料金（税込）	
	施工中検査※2	工事完了時検査
１～５箇所	27,500円	27,500円
６～１０箇所	38,500円	38,500円
１１箇所以上	49,500円	49,500円

※1 「ハウスプラス中国住宅保証　中古住宅保証検査基準」第2章第2節各条に定める部位のうち、検査対象となる部位の数です。

※2 既存住宅において、構造耐力上主要な部分または雨水の侵入を防水する部分の改修・補修工事が行われる場合等が該当します。

※3 調査対象となる物件が別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は、季節や交通状況を勘案し双方協議の上、8,800円を加算する場合があります。地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算する場合があります。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

共同住宅 （税込価格）

部位数※3	施工状況検査料金（税込）	
	施工中検査※4	工事完了時検査
１～５箇所	27,500円×Ｍ＋5,500円	27,500円×Ｍ＋5,500円
６～１０箇所	38,500円×Ｍ＋5,500円	38,500円×Ｍ＋5,500円
１１箇所以上	49,500円×Ｍ＋5,500円	49,500円×Ｍ＋5,500円

Ｍ：検査対象となる部位を有する住戸の数です。住戸毎に部位数が異なる場合は、部位数に応じた住戸の合計となります。

※3 「ハウスプラス中国住宅保証　中古住宅保証検査基準」第2章第2節各条に定める部位のうち、検査対象となる部位の数です。

※4 既存住宅において、構造耐力上主要な部分または雨水の侵入を防水する部分の改修・補修工事が行われる場合等が該当します。

※5 調査対象となる物件が別表1に掲げる地域区分1に該当する場合は、季節や交通状況を勘案し双方協議の上、8,800円を加算する場合があります。地域区分2に該当する場合は22,000円を遠隔地加算料として加算する場合があります。
なお、離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては渡航費等の実費相当額を、離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

【別表1】

鳥取県	地域区分	島根県	地域区分	岡山県	地域区分	広島県	地域区分	山口県	地域区分
鳥取県全域	2	島根県全域	1	倉敷市以西	1	広島県島しょ部	2	周南市以西	1
鳥取県島しょ部	2	島根県島しょ部	2	下記市町村より以北		三次市以北	1	山口市以西	2
				高梁市、吉備中央町、久米南町、美咲町、美作市	1	三原市以東	1	山口県島しょ部	2
				岡山県島しょ部	2				
						2022.2.20 性能評価料金の改定を行い申した			

※上記以外の離島（橋梁等がなく自動車等による通行が不可能な地域を指す）においては、渡航費等の実費相当額を別途加算します。
※離島において宿泊等が必要となった場合は、検査に赴いた人数分の実費相当額を別途加算します。

住宅点検

<table>
<tr><th rowspan="3">点検対象
延べ面積</th><th colspan="4">住宅点検料金（税込）※1</th></tr>
<tr><th rowspan="2">基本料金</th><th colspan="3">距離加算料※2</th></tr>
<tr><th>直線距離が10km以上
50km未満</th><th>直線距離が50km以上
100km未満</th><th>直線距離が100km以上
の場合</th></tr>
<tr><td>200㎡以下</td><td>22,000円</td><td rowspan="2">2,200円</td><td rowspan="2">3,300円</td><td rowspan="2">4,400円</td></tr>
<tr><td>200㎡超</td><td>別途お見積り</td></tr>
</table>

※1　遠隔地については、別途交通費が加算されます。

※2　点検対象物件とハウスプラス中国住宅の最寄りの事業所との直線距離（ﾋｭﾍﾞﾆの公式により算出）となります。